

都立中学校

東京都教育委員会電子情報処理規程(平成八年東京都教育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

東京都教育委員会

第十七条の二第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。
- 第十七条の二第三項を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条の二第二項の改正規定のうち東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第五号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程(平成二十年東京都選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

東京都選挙管理委員会

第二十一条第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。
- 第二十一条第三項を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項の改正規定のうち東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第五号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程(平成二十年東京都監査委員訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

- 東京都監査委員 山加 朱美
- 東京都監査委員 吉倉 正美
- 東京都監査委員 友 宗 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝

第二十六条第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。
- 第二十六条第三項を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条第二項の改正規定のうち東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第七十四号

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子情報処理規程(平成十九年交通局規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第三十条第三項を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三十条第二項の改正規定のうち東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第四十九号

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子情報処理規程(平成二十年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第二十九条第三項を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第二項の改正規定のうち、東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第三十九号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程(平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第三十一条第三項を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三十一条第二項の改正規定のうち東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年十二月十六日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第八号

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合電子情報処理規程(平成十七年東京都職員共済組合規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を次のように改める。

- 2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十二條第二項の改正規定のうち東京都サイバーセキュリティ基本方針に係る部分は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001